

令和2年度一共第108号漁業権漁場口開要領

一共第105号、第106号（専属）、第108号（重茂入会）のわかめ・うに等の口開けについて、次のとおり決定しましたので操業に当たっては、遺憾のないようにご留意下さい。

令和2年4月22日

関係組合 宮古漁業協同組合、重茂漁業協同組合

区分	口開期間及び採捕日	操業時間	漁具	備考
わかめ	1. 採取方法 (ア) 生育状況をみながら早期に口開けする。4月、5月、6月を通じて10回以内。 (イ) わかめ養殖種用メカブは、その時点で協議の上、口開けする。 (ウ) わかめ養殖種用メカブは自家用だけとし、販売、贈与等はしないこととする。	1時間ないし1時間30分をめぐりその都度決定する。	鏡、カマ	すじめ（ゾーカ）の採取については、わかめ口開と同時に開口する他、まつも等雑海藻の口開と抱き合わせとすることができる。 又、わかめ漁期終了後の採取については状況を見ながら協議決定する。
うに	1. 採捕方法 風日和を見て協議の上、5月1日から8月10日迄の間口開けとすることとし、採捕回数は資源保護の観点から漁況を見て協議決定する。 (但し、資源状況により口開期間を変更できるものとする。)	5月：午前4時30分から午前7時30分までの3時間 6月：午前4時30分から午前7時30分までの3時間 7月：午前4時30分から午前7時30分までの3時間 8月：午前5時から午前8時までの3時間 (但し、状況により操業時間を変更できるものとする。)	鏡、タモ、二本カギ、三本カギカマ	
	2. その他の制限条件 (ア) 1口開日の採捕量は各月共1隻最高1籠とする。(必ず蓋をすること。) (イ) 籠は管理委員会が指定するものを使用することとする。 (ウ) 管理委員会が指定した「うにさし」を所持し、計測の上殻径黒うに5cm、赤うに4cm（トゲは除く）以下のものは放流すること。 (エ) 「島」とか「そえ場」とりは禁止とする。 (オ) カマの使用を認める。 (カ) 操業開始時刻と切揚時刻は厳守すること。			
いがい	令和2年4月1日から同5月31日までの間に風、日和、潮時を勘案して口開けする。	その都度決定する。	突手、手カギ	漁獲制限、一隻ヨコタ籠1ヶ以内とする。(自家用消費のみ)
ほや	令和2年7月1日から同9月30日までの間に風、日和、潮時を勘案して口開けする。	その都度決定する。	鏡、ほやかギ	
【特記事項】 <ol style="list-style-type: none"> わかめ、うに等の口開中止となった場合、その決定が口開け日の前日、当日にかかわらずその日は鏡止めとする。 津波警報・津波注意報が発令されたならば、操業を中止し、直ちに避難すること。 操業禁止区域 一共第105号：宮古港内の出崎防波堤突端の赤灯台と出崎埠頭南端（閉伊川河口）を結んだ線の内側海域。(周年・全種目) 一共第106号：磯鶏・木材港内のヨットハーバー施設右側の木材港防波堤突端から、真東に南防波堤を見通した線の内側海域。(周年・全種目) 				

令和2年度一共第108号漁場口開要領

一共第105号、第106号（専属）、第108号（重茂入会）の鮑、たこ、いわのり等の口開けについて、次のとおり決定しましたので操業に当たっては、遺憾のないようにご留意下さい。

令和2年10月20日

関係組合 宮古漁業協同組合、重茂漁業協同組合

区分	口開期間及び採捕日	操業時間	漁具
あわび	<p>1. 期間 11月、12月の2ヶ月間</p> <p>2. 採捕日 11月 3回 { 但し、口開けは1日から29日までの間とする。 11月に口開出来ない場合は、12月に繰り越す事が出来る。 12月 2回</p> <p>3. 採捕個数の制限条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1隻最高200個を限度とする。 ・ 組合員2名乗船の場合も、1隻最高200個を限度とする。 	<p>11月中 午前6時30分～午前10時30分まで</p> <p>12月中 午前7時～午前10時30分まで</p>	<p>鏡、あわびかぎ、はずれたも（内径15cm以下） 上記の他にたこの漁具とする。 （上記の他の漁具とは、二本かぎ、いさり、やす、柄の長さ2m以内の四本かぎ）</p>
	<p>【附帯事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1月は、11月、12月の口開け回数の如何にかかわらず原則として口開けしない。 2. 口開日は、関係組合の日和見人の意見を聞きかつ関係組合の同意を得て会長が決定する。 3. 口開決定後は鏡の使用を禁ずる。口開け中止となった場合、その決定が口開け日の前日、当日にかかわらずその日は鏡止めとする。 4. 操業開始、操業終了の時刻は関係組合の理事・総代並びに漁業監視員の旗揚げ又は、サイレン合図によるものとする。 5. 操業船は、必ず登録番号、色別を船の両舷に表示し、漁協（地区）毎の船番号を色帯の中に黒色をもって明示すること。 （崎山＝赤色、鯨ヶ崎＝黄色、宮古＝桃色、磯鶏＝青色、白浜＝緑色、重茂＝白色） 6. 出漁時刻は、11月は午前5時30分以降とし、12月は午前6時以降とする。 7. 関係組合は監視を特に厳重にすることとし、監視船を出動させ監視並びに検査に当たるものとする。監視船の標旗は上部赤、下部白の2色旗とする。 なお、必要に応じ海上保安署員又は警察官を乗船させることとする。 8. 関係組合の組合員が採捕したあわびの陸揚げは委員会設置規程第15条に定める場所に限るものとする。 9. 作業中といえども短尺物を採捕所持している者は、違反者としてあわび漁業違反制裁規程により処分することとする。 10. 曳船は採捕に支障をきたさないよう漁場外に投錨繫船すること。 11. 操業終了時刻は厳重に守ること。 12. 風日和の急変により口止めする場合は、午前4時まで決定通知すること。但し、止むを得ない場合はこの限りでない。 13. 操業中、漁場を移動する場合は減速して航行すること。 14. むき身が9cm未満のあわびを所持した場合は、殻長違反とする。 15. 採捕個数の制限条件に違反した場合は、あわび漁業違反制裁規程により処分することとする。 		

区分	口開期間及び採捕日	操業時間	漁具		
なまこ	本年度のあわび最終口開日以降、資源量と風日和を見て口開けする。但し、最終口開け日は令和3年3月31日までとする。	日の出より正午まで	鏡、二本かぎ、三本かぎ、 <u>たも</u>	採捕サイズは100g以上とする。 「たも」の目合いは2寸目(6cm)以上とする。	
たこ	令和2年10月1日より翌年8月31日まで開放	日の出より正午まで	鏡、二本かぎ、いさり、やす (特に四本かぎの使用を認める。柄の長さは2m以内に限る。)		
いわのり	12月初めの汐時及び風日和を見て翌年6月30日まで開放	日の出より日の入りまで	手つき・貝がら	⇒ (たも輪の直径は9cm以内、柄の長さは5m以内とし、鏡の使用は正午までとする。)	
まつも			小 刀		
ひじき			小 刀		
ふのり			手つき・貝がら		
くぼがい(つぶ)	令和3年1月初めの汐時及び風日和を見て6月30日まで開放 (但し、くぼがい(つぶ)は5月31日までとし、販売は6月10日までとする。)	但し、代表組合が必要と認めたときは初日の開始時刻を定めることができる。	鏡・たも		
ちがいそ(すっけいこ)			小 刀		
すじめ(ぞうか)			小 刀		
つのまた	令和3年3月1日より同6月30日まで開放	日の出より日の入りまで	小 刀		鏡の使用は正午までとする。 ⇒ (鎌の柄の長さは2m以内とする。)
てんぐさ			鏡、突金(てんぐさ突)		
ほんだわら			鏡、ねじり棒、鎌		
えむし	周年開放	日の出より正午まで	鏡、二本かぎ、三本かぎ	漁獲制限、自家用だけとし絶対に転売しない事。	

【特記事項】

1. 他の漁業のための鏡の使用は、周年、日の出より正午までとする。
2. あわび・うに・わかめ・こんぶの口開け日は、口開け終了時刻以降は鏡止めとする。
3. あわび・うに・わかめ・こんぶの口開け中止となった場合、その決定が口開け日の前日、当日にかかわらずその日は鏡止めとする。
4. 一共第106号漁場のいわのり・まつもの口開けに限り期間及び採捕日は、別とする。
5. 体重2kg未満のミズダコは再放流する事。又、体重2kg未満の死タコの持ち帰り、販売も禁止する。
6. 津波警報・津波注意報が発令されたならば、操業を中止し、直ちに避難すること。
7. 操業禁止区域 一共第105号：宮古港内の出崎防波堤突端の赤灯台と出崎埠頭南端（閉伊川河口）を結んだ線の内側海域。（周年・全種目）
一共第106号：磯鶏・木材港内のヨットハーバー施設右側の木材港防波堤突端から、真東に南防波堤を見通した線の内側海域。（周年・全種目）